

協 力 会 社 標 準 見 積 要 項

[1] 工事の施工

1. 目的
この協力会社標準見積要項（以下見積要項という）は、戸田建設株式会社（以下元請負人という）が注文する工事の施工に関し、見積提出者（以下下請負人という）が、見積りに際して確認すべき事項を示す。（元請負人と下請負人を合わせて以下両者という。）
2. 見積り
見積りは、図面・仕様書・施工計画書・見積書（見積明細書を含む；以下同じ）・特記事項・見積条件書及び協力会社安全衛生管理規則に記載されている事項により行う。これらに記載されていない事項は、この見積要項による。
3. 作業所打合せ・現地調査
(1) 下請負人は見積りに際し、元請負人の作業所長または担当者と十分な打合せを行う。
(2) 2項「見積り」に記載の有無にかかわらず、確認できない事項及び疑義事項は必ず現地調査または質疑を行う。
4. 要求事項の確認
要求事項については、作業所から提示される図面・仕様書・施工計画書・見積書・特記事項・見積条件書及び建築工事施工管理基準等の内容を確認する。
5. 施工・制約条件の確認
(1) 施工・制約条件については、作業所から提示される工程表・施工計画書・安全計画書及び見積条件書（制約条件・施工条件・提出書類・責任区分・工事範囲等）の内容を確認する。
(2) 元請負人と下請負人との間で確認された工事範囲内で、見積書に記載されていない事項については、下請負人は元請負人と協議のうえ必要な項目を追記して見積金額を算出することができる。
6. 一括下請負の禁止
下請負人は一括して工事の全部または主たる部分を第三者に委任しまたは請負させてはならない。止むを得ず一括下請負を行わせる場合は、事前に書面にてその旨を甲に申し出て発注者並びに元請負人の承認を受ける。但し、公共工事及び共同住宅の場合は一括下請負を禁止する。
7. 環境保護・公害防止
下請負人は工事の施工に際し、近隣協定及び環境保護・公害防止に関する指示を確認する。
8. 着工前提出書類
下請負人は契約後、工事下請契約約款及び見積条件書にて指定した書類を速やかに提出し、承認を受ける。
9. 有資格者の配置
下請負人は工事に先立ち、見積条件書にて指定した主任技術者その他法令により定められた有資格者を届出のうえ配置する。
10. 作業時間
(1) 休日及び作業時間は、元請負人の指示による。
(2) 下請負人の責めに帰すべき理由により工事が遅延した場合は、元請負人と協議して増員又は時間外作業を行うものとし、その費用は下請負人の負担とする。
(3) 元請負人が増員または時間外作業を要請した場合は、これに協力するものとし、それによって請負代金を変更する必要がある時は、両者協議して定める。
11. 自主管理の実施
(1) 下請負人は工事の施工に先立ち、見積条件書にて指定した施工要領書・施工図等を作成し、元請負人に提出し承認を受ける。
(2) 下請負人は工事着手前、施工要領書・施工図等に記載された管理項目・管理基準・検査項目等を確認する。
(3) 下請負人は見積条件書にて指定した報告書を、実施後速やかに元請負人に提出する。
12. 工事打合せ
(1) 下請負人は着工に先立ち、元請負人と工程、施工計画及び安全対策その他について打合せを行う。
(2) 毎日の作業内容については、元請負人を含め関係者と事前に打合せを行う。
13. 関連工事
(1) 下請負人の工事に必要な下地補強・アンカー入れ及び穴明け等先行工事は、事前に元請負人と打合せを行い確実に施工されているかを確認する。先行工事に問題があった場合には、元請負人に通知してその指示を受ける。
(2) 元請負人より依頼された後工程に必要な下地補強・アンカー入れ及び穴明け等の契約外工事は、元請負人の指示通りに下請負人が施工する。但し、その施工に必要な費用は、別途精算する。
(3) 下請負人に関連する工事のために元請負人が相番を要求した場合は、正当な理由がない限り遅滞なくこれに応ずるものとし、その費用は下請負人の負担とする。
(4) 元請負人の当初計画に基づく後やり工事は、接続箇所の処置を含め下請負人の負担とする。但し、工事中に発生したものは、両者協議して定める。
14. 改善提案
(1) 元請負人から要請があった場合、下請負人は見積書の提出時にV E手法等を駆使して積極的に改善提案を行う。
(2) 下請負人は工事の施工に際し、元請負人に協力して品質・原価・工程・安全・環境等に関し積極的に改善活動を行う。これによる契約金の変更は、両者協議して定める。
15. 工事中の疑義
施工に際して生じた疑義事項は、両者協議して定める。
16. 条件変更
(1) 契約の前提となる条件または契約内容に追加もしくは変更があった場合は、この見積要項にしたがって精算するものとし、必要と認められるときは、かかる精算金額に基づく追加または変更工事契約書を締結する。
(2) 前項の場合において、必要と認められるときは、工期の変更について両者協議して定める。
(3) 前項の協議が整わないときは両者間において締結される工事下請契約約款にしたがって解決するものとする。
17. 見本等の提出
(1) 下請負人は使用する材料について元請負人から要請があった場合は、元請負人と事前打合せを行い、指定規格品及び形状・色・感触等の要求に合致した見本品または製品カタログを提出し、承認を受ける。
(2) JIS・JAS規格品・その他規格・認定品と指定された材料は、規格・認定を証明する表示のあるものとする。
18. 検査

- (1) 下請負人は工事のフローに従い、建築工事施工管理基準等で指定した、または両者協議のうえ定めた自主検査項目について自ら検査を行い、その記録を提出し、元請負人の承認を受ける。
 - (2) 製品検査等の元請負人が下請負人の工場等で実施する検査については、検査員数・回数等契約前に協議を行うものとし、その費用は下請負人の負担とする。
 - (3) 下請負人はあらかじめ元請負人から指示された検査の立会いを行うものとし、その費用は下請負人の負担とする。
19. 試験
下請負人はあらかじめ元請負人から指示された工事の目的物又は工事材料の試験を行い、その記録を元請負人に提出するものとし、その費用は下請負人の負担とする。但し、実大試験等特殊な試験については、別途見積ることができる。
 20. 工事記録
下請負人は施工の段階毎にあらかじめ元請負人の指示する報告書（埋設隠蔽等完成後に確認が不可能な部分等の記録写真を含む）を提出するものとし、その費用は下請負人の負担とする。
 21. 測量・墨出し
(1) 基本測量及び基準墨出しは、別途とする。
(2) 施工に必要な細部墨出しは、下請負人の負担とし、元請負人の確認を受ける。
 22. 足場
(1) 足場（脚立足場・可搬式作業台を除く）は、足場板の敷並べ・移動を含み元請負人が負担する。
(2) 足場・手摺・養生網等を改造・撤去する場合は、事前に元請負人の承認を受ける。その復旧は、下請負人の責任において行い、元請負人の確認を受ける。
(3) 脚立足場・可搬式作業台の材料は、元請負人より原則無償貸与する。以後の取扱い及び使用後の整理は、下請負人の負担とする。
(4) 元請負人が組立て、原則無償貸与するローリングタワーの作業に伴う移動・保守・点検は、下請負人の負担とする。
(5) 下請負人が持ち込む足場材は、事前に元請負人の承認を受けるものとし、その組立・移動・保守・点検・撤去は、下請負人の責任において行う。
(6) 高所作業車を必要とする場合、その費用は両者協議して定めるが、運転、取扱い等は、下請負人の責任において有資格者が行う。
 23. 揚重設備
(1) 場内に設置された元請負人の定置式の揚重設備は、原則無償貸与とする。その他の揚重設備は、特記なき限り下請負人の負担とする。
(2) 元請負人の定置式揚重設備の運転者を元請負人が特定する場合は、その運転費用は両者協議して定めるが、特定なき場合は下請負人の負担とする。
(3) 揚重設備の運転・玉掛け業務は、法令の定める有資格者による。
(4) トラッククレーン・クローラークレーン等移動式揚重設備の費用負担については、両者協議して定める。
 24. 持込機器
(1) 施工に必要な機械・器具・燃料は、特記なき限り下請負人の負担とする。
(2) 持ち込みに際し、下請負人は機種・形式・数量・点検済票及び取扱責任者等を事前に元請負人に対し書面により届出を行い、承認を受ける。
(3) 持込機器の点検・整備は法令の定めるところにより定期的に行い、その費用は下請負人の負担とする。
(4) 下請負人の責めによる持込機器の故障により元請負人または第三者に生じた損害は、下請負人の負担とする。
(5) 下請負人の作業所内に保有する持込機器等を対象とする損害保険は、下請負人が任意に加入するものとし、その費用は下請負人の負担とする。
 25. 貸与機器
下請負人が元請負人から貸与された機器の使用と保管については、下請負人の責任において行い、損傷または滅失により生じた損害及び維持管理に必要な消耗品等は、下請負人の負担とする。
 26. 保護具
工事の施工に際し使用する安全衛生確保のための保護具は、下請負人の負担とする。
 27. 支給材及び貸与材
(1) 支給材または貸与材の受渡しは、品種・時期・場所・数量・方法等について両者協議して定める。
(2) 支給材または貸与材の使用と保管については、下請負人の責任において行い、損傷または滅失により生じた損害は、下請負人の負担とする。
(3) 支給材または貸与材が余った場合または使用済みとなった場合は、清掃・整備を行い、元請負人の指定する場所に返却する。
 28. 工事材料の搬入・保管
(1) 工事材料の搬入・保管に際しては、事前に場所・方法・期日及び数量等について元請負人と打合せを行い、その指示による。
(2) 搬入した材料の維持・保管は、全て下請負人の責任において行う。
 29. 小運搬
(1) 工事材料及び使用機器等の垂直・水平小運搬は、特記なき限り原則として下請負人の負担とする。
(2) 資材置場が場外、または資材置場と施工場所が著しく離れている等、特殊な条件がある場合は、別項目として見積ることができる。
 30. 事務所
(1) 元請負人が無償貸与する事務所・小小屋・倉庫・休憩所等厚生施設の維持管理費及び備品は、原則として下請負人の負担とする。
(2) 下請負人が個別に仮設事務所を必要とする場合は、その費用・時期・場所・方法等について両者協議して定める。
(3) 元請負人の事務所内の電話・ファックス・コピー等を使用する場合は、その使用料は下請負人の負担とする。
 31. 宿舍
(1) 宿舍を必要とする場合は、見積書に特記するものとし、両者協議して定める。
(2) 元請負人の所有する宿舍を使用する場合は、元請負人の定める作業所付属宿舍管理規定を遵守する。なお、宿舍使用にかかわる電気料・上下水道料・燃料費等の維持管理費用は、下請負人の負担とする。
(3) 借上宿舍を使用する場合は、その費用は両者協議して定めるが、賃貸契約に関する事項は、すべて下請負人の責任において行う。
 32. 電力・用水
(1) 作業所内で使用する工事施工用の電力・用水は、特記なき限り元請負人の指定する場所で無償支給する。
(2) 二次配線以降は、原則として資材・機器を含めて下請負人の負担とする。
 33. 通勤車両
(1) 通勤車両の駐車場は、元請負人の指示による。

- (2) 下請負人の作業員の通勤車両管理は、全て下請負人の責任において行う。
- (3) 場外においては、道路交通法及びその他の法令を遵守し、交通災害に関しては、下請負人の責任において解決する。
34. 運搬車両
運送を目的として元請負人の所有する物品を輸送する場合、下請負人は営業許可車両にて行う。
35. 障害物
施工に際して発生する軽微な障害物の除去は、下請負人の負担とするが、除去が著しく困難な場合及び数量が不明な場合は、両者協議のうえ別途工事または実測精算とする。
36. 地中発掘品
地中からの発掘品の処置については、元請負人の指示による。
37. 養生・クリーニング
(1) 工事施工中または施工完了後、下請負人の製品に対する必要な保護、養生の取付け及び撤去は、下請負人の負担とする。その方法・範囲については元請負人に確認する。
- (2) 施工に際して他を汚損させる恐れのある場合は、養生を行うものとし、その撤去も含め下請負人の負担とする。
- (3) 振動・騒音・飛散・流出等公害の恐れのある工事のための養生方法は、費用を含め両者協議して定める。
- (4) 下請負人の責めによる養生の不備により生じた変質・破損及び汚損等の損害は、下請負人の負担とする。
- (5) 下請負人は施工完了後、元請負人よりあらかじめ指示された製品等のクリーニングを行うものとし、その費用は下請負人の負担とする。
38. 整理・清掃
(1) 工事材料・使用機器及び作業場所の整理・清掃は、作業終了後速やかに行い、作業環境の保全に努めるものとし、その費用は下請負人の負担とする。
- (2) 下請負人の作業のため生じた残材・残屑等は、整理のうえ毎日元請負人の指定する場所に分別・集積するものとし、その費用は下請負人の負担とする。
- (3) 下請負人が持ち込んだ工事材料・使用機器等の梱包材で再利用しないものは、荷解き後元請負人の指定する場所に分別・集積するものとし、その費用は下請負人の負担とする。
- (4) 元請負人の定める一斉清掃には、作業員全員を参加させ協力する。
39. 建設廃棄物
(1) 下請負人の作業のため生じた建設廃棄物を場外へ搬出し処分する場合は、元請負人が委託契約をした許可業者によるものとし、その費用は原則として元請負人の負担とする。但し、通常予測される量を著しく超える建設廃棄物が生じた場合は、両者協議の上、下請負人の負担とすることがある。
- (2) 杭汚泥処分並びに解体工事等において下請負人の負担とする場合は見積書特記による。
40. 特別経費（経費・法定福利費）
特別経費は次によるものとし、原則として下請負人の負担とするが、別項目として見積ることができる。但し（5）の法定福利費については必ず見積明細書に明示するものとし、二次以下の再下請企業にも見積明細書への明示を要請をすること。
- (1) 出張経費：通勤不能な遠隔地工事の旅費・宿泊費等
- (2) 夜間作業経費：夜間に限定された工事のための特別な経費
- (3) 遠距離交通費：遠距離の交通費を必要とする工事の交通費
- (4) 作業所より特別の指示のあった労働災害防止対策に要する経費
- (5) 社会保険適用事業所においては当該作業所で就労する作業員の社会保険に係る事業主負担分（法定福利費）
- (6) 第33項（1）の指示に基づく駐車場代
- (7) その他両者協議により定めたもの
41. 立替
下請負人の工事範囲において、必要な事項を元請負人が手配し費用が発生した場合は、元請負人は原則として事前に下請負人に報告し、支払金で相殺する。
42. 遅延
下請負人の責めに帰すべき理由により、工期内に工事を完成することができない場合には、元請負人は下請負人に損害賠償請求することができる。
43. 精算
(1) 特記なき限り、契約条件及び契約単価（契約に際して下請負人が提出した最終見積書に添付された見積明細書記載の単価に、見積金額に対する契約金額の割合を乗じた額）を基準にして精算を行う。
- (2) 数量を下請負人が算出した場合等は精算条件を一式無増減とし、精算を行わないものとする。下請負人の精算ミス等があった場合でも同様とする。但し、設計変更による増減ならびに発注者指示の追加工事があった場合には（3）に準じて精算を行う。
- (3) 精算条件が実測・実数または実数の場合は、工事の追加・変更等により実際に工事の完成に要した項目（以下「施工項目」という。）の数量に契約単価を乗じた額をもって精算する。契約単価がない場合は、以下の例による。
- ① 施工項目が、契約単価のある項目（以下「契約項目」という。）と品質・性能が同じで型状・寸法が異なるときは、当該契約単価に型状・寸法の変更による数量の増減の割合を乗じた額を基準として精算する。
- ② 施工項目と品質・性能が同じ契約項目がないときは、品質又は性能が類似する契約項目の契約単価を基準として前号の例により精算する。
- ③ 前2号のいずれにも該当しないときは、両者協議して定めた額をもって精算する。
44. 瑕疵補修
(1) 元請負人は工事目的物の瑕疵に関し、下請負人に補修及び損害の賠償を請求することができる。
- (2) 元請負人、発注者または発注者その他の者から工事目的物を譲り受けた者が瑕疵担保期間内に指摘した工事目的物の不具合であって元請負人が瑕疵と認めたものは工事目的物の瑕疵と推定する。
45. 補修
(1) 補修は原則として、元請負人の指示により下請負人が速やかに行うものとし、その費用は両者協議して定める。但し、瑕疵担保期間内における瑕疵に関する補修については、下請負人の負担とする。
- (2) あらかじめ元請負人から指示された定期点検における点検費用は、下請負人の負担とする。
- (3) 下請負人は竣工後におけるクレーム・不具合に対し、原則元請負人に速やかに協力するものとする。
46. 退職金共済制度
下請負人が退職金共済制度に加入している場合は、見積書提出時にその旨を元請負人に申し出る。

47. 災害防止協力会・労災共済会
(1) 下請負人は工事の施工にあたり、別途定める戸田建設災害防止協力会及び労災共済会に入会するものとし、協力会社会安全衛生管理規則に記載されている事項により災害防止に努めなければならない。
- (2) 下請負人は当会の規約を遵守し、所定の会費を納入するものとする。
48. 再下請負回数
(1) 下請負人が工事の全部または一部を第三者に請け負わせる場合の再下請負回数は、下請負人を一次下請負人として原則三次下請負人以内で請け負わせることとし、予定する施工体制を施工体系図に記載のうえ別途提出のこと。ただし、特別の理由により下請負回数が三次を超える場合は、元請負人が定めた方法により事前に元請負人の承認を得ることとする。
- (2) 2018年度以降は上記(1)の三次を二次に読み替えるものとする。（但し設備工事は除く）
49. 補則
(1) 契約は、元請負人の提示する工事下請契約約款に基づいて行う。
- (2) この見積要項に定めなき事項は、両者協議して定める。
- (3) 元請負人の定める「調達方針」については、元請負人のホームページにて確認することができる。
- (4) 元請負人の定める「協励会社会安全衛生管理規則」については、元請負人のホームページにて確認することができる。（2016.1.4追加）
- (5) 2017年度以降、「下請負人（2次以下を含む）および当該作業所で就労する作業員は社会保険に適正に加入したものであることを確認する。適用除外でないにもかかわらず未加入である作業員は、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（平成28年7月28日改訂版）」に従って元請負人の判断により作業所への入場を認めないことがある。下請負人はこの措置に対して元請負人に協力する。

【2】物品の納入

1. 目的
この協励会社標準見積要項（以下見積要項という）は、戸田建設株式会社（以下甲という）が注文する物品の納入に関し、見積提出者（以下乙という）が、見積りに際して確認すべき事項を示す。
2. 見積り
見積りは、図面・仕様書・施工計画書・見積書（見積明細書を含む；以下同じ）・特記事項及び見積条件書に記載されている事項により行う。これらに記載されていない事項は、この見積要項による。
3. 作業所打合せ・現地調査
(1) 乙は見積りに際し、甲の作業所長または担当者と十分な打合せを行う。
- (2) 2項「見積り」に記載の有無にかかわらず、確認できない事項及び疑義事項は、現地調査または質疑を行う。
4. 要求事項の確認
要求事項については、作業所から提示される図面・仕様書・施工計画書・見積書・特記事項・見積条件書及び建築工事施工管理基準等の内容を確認する。
5. 見本等の提出
(1) 乙は甲から要請があった場合、甲との事前打合せに基づいて、指定規格品及び形状・色・感触等の要求に合致した見本品または製品カタログを提出し、甲の承認を受ける。
- (2) JIS・JAS規格品・その他規格・認定品と指定された材料は、規格・認定を証明する表示のあるものとする。
- (3) 乙は製作前に見積条件書に指定した製作要領書・製作図等を作成し、甲に提出し承認を得ること。
6. 検査・試験
(1) 乙はあらかじめ甲から指示された納入する物品等について、甲の指示・立会いにより検査・試験を行い、その記録を提出するものとし、その費用は乙の負担とする。但し、甲が試験場を指定した場合、その費用は甲乙協議して定める。
- (2) 乙は製作のフローに従い、建築工事施工管理基準等で指定した、または甲乙協議のうえ定めた自主検査項目について自ら検査を行い、その記録を提出し、甲の承認を受ける。
- (3) 製品検査等の甲が乙の工場等で実施する検査については、契約前に検査員数・回数等の協議を行うものとし、その費用は乙の負担とする。
7. 納品
(1) 乙は物品の納入に際し、事前に場所・方法・期日及び数量等について甲と打合せを行う。
- (2) 物品の運搬・荷降し・小運搬・仕分け及び整理は、特記なき限り乙の負担とする。
- (3) 乙は荷降しに際し、甲に納品書を提出し、立会い・検収を受けるものとする。
- (4) 乙が持ち込んだ工事材料・使用機器等の梱包材のうち再利用しないものは、荷解き後甲の指定する場所に分別・集積するものとし、その費用は乙の負担とする。
8. 立替
乙の納品に際し、必要な費用を甲が立て替えた場合、甲は原則として事前に乙に報告し、支払金で相殺する。
9. 遅延
乙の責めに帰すべき理由により納期内に納品できない場合、甲に生じた損害は乙の負担とする。
10. 精算
(1) 特記なき限り、契約条件及び契約単価を基準にして精算を行う。
- (2) 精算条件が実測・実数または実数の場合は、実際に納入した物品の品目（以下「納入品目」という。）の数量に契約単価を乗じた額をもって精算する。契約単価がない場合は、以下の例による。
- ① 納入品目が、契約単価のある品目（以下「契約品目」という。）と品質・性能が同じで型状・寸法が異なるときは、当該契約単価に型状・寸法の変更による数量の増減の割合を乗じた額を基準として精算する。
- ② 納入品目と品質・性能が同じ契約品目がないときは、品質又は性能が類似する契約品目の契約単価を基準として前号の例により精算する。
- ③ 前2号のいずれにも該当しないときは、甲乙協議して定めた額をもって精算する。
11. 補則
(1) 契約は、甲の提示する物品売買契約約款に基づいて行う。
- (2) この見積要項に定めなき事項は、甲乙協議して定める。
- (3) 甲の定める「調達方針」については、甲のホームページにて確認することができる。